

次の公告認定対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和5年11月10日

京都市長 門川 大作

1 認定に関する事項

公告認定対象区域	認定番号	認定年月日
京都市左京区鹿ヶ谷高岸町1番1から1番3まで、1番5から1番7まで、2番1から2番3まで、3番1から3番3まで、3番5から3番8まで、6番1、8番2、11番3から11番10まで、11番12から11番16まで、13番1、14番1、14番3から14番5まで、15番1から15番4まで、16番、16番1、17番、17番1から17番4まで、18番、18番2から18番4まで、19番、19番1、20番から23番まで、23番1、23番2、24番、25番、26番1、26番2、27番、27番1、27番2、28番、28番1、28番2、29番、29番1、29番2、30番1から30番9まで、31番1から31番9まで、32番1から32番5まで、33番1、3	第11-006号	令和5年11月7日

4番1から34番7まで、36番1から36番7まで、37番、37番1から37番3まで、37番5から37番20まで、38番、38番2、39番1から39番3まで、40番2、41番2、42番1、42番2、43番、43番1、43番2、45番1、45番3から45番5まで、46番1、46番3、46番4、48番1から48番3まで、49番、49番1、49番2、50番、51番1から51番4まで、53番、54番5、54番7から54番12まで、55番、55番1、56番、57番、57番1から57番4まで、58番、59番、59番1から59番3まで、61番7、61番13、61番15、62番2、63番2及び64番2、同区下宮ノ前町1番3、2番、2番1から2番4まで及び8番、同区東天王町26番から28番まで並びに同区永観堂町40番10		
---	--	--

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)